

◇大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

- 1 月の途中に採用又は交通費の増額があった任期付企業職員等の通勤手当について、当月分から支給・改定するため必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規程は、令和８年10月１日から施行することにしました。

（水道局総務部職員課）